

琵琶湖国定公園における公園計画の一部変更に関する 意見の募集（パブリック・コメント）の実施結果について

1．概要

平成23年5月9日から6月7日までの間、今回の変更に対する国民の皆様からのご意見を募集した結果について公表します。

また、中央環境審議会自然環境部会自然公園小委員会においてもこれらの結果を報告します。

2．変更に対する国民からの意見募集の結果

【意見提出数】

- ・電子メールによるもの 3通

【整理した意見総数】

- ・今回の変更案に係るもの 5件

【ご意見と対応方針】

資料1のとおり

3．今後の予定

- | | |
|----------|--------------------------|
| 平成23年12月 | 中央環境審議会に変更案を諮問 |
| 平成23年12月 | 中央環境審議会より答申 |
| 平成24年2月 | 中央環境審議会の答申を踏まえ、変更内容を官報告示 |

琵琶湖国定公園の公園計画の一部変更に関するパブリック・コメントの実施結果

番号	ご意見の概要	件数	対応方針
1	<p>環境省原案の5ページに記載されている琵琶湖岸に係る自然再生施設の「整備方針」と、同59ページに記載されている琵琶湖岸に係る自然再生施設の「整備方針」が異なりますので、整合性をとる必要があると考えます。具体的には次のとおりです。</p> <p>◆59ページの整備方針中、「水質の汚濁に留意し、」という記述が、水質汚濁のためヨシが減少したという意味なのか、再生事業により水質の汚濁が生じないように留意するという意味なのか不明確だと考えますので、5ページの「整備方針」の記述に統一すべきと考えます。</p> <p>◆5ページの整備方針では、「ヨシ群落の造成」と記述されている一方で、59ページの整備方針では「ヨシ群落の再生」と記述されているので、記述を統一する必要があると考えます。</p>	2	<p>御意見をふまえ、5ページの整備方針を「琵琶湖岸に分布するヨシ群落が、河川改修による土砂供給の減少などにより著しく減少しているため、水質の汚濁に留意し、ヨシ群落を再生するための事業を実施する。」と修正し、59ページの整備方針も同様に修正します。</p> <p>なお、ヨシ群落を再生するための事業としては、木杭による突堤を設置してヨシの生育する土砂の移動を抑制する、又は木杭による消波柵を設置して波による土砂の攪乱を防止すること等が考えられますが、これらの対策においては、水質汚濁を生じさせないことが重要ですので、その旨を整備方針に記載する必要があると考えます。</p>
2	<p>環境省原案に使用されている「ヨシ群落」という用語について、滋賀県のヨシ群落保全条例に即した定義を公園計画書中に書き加えるべきと考えます。</p> <p>(理由) 環境省原案には「ヨシ群落」の定義が記載されていないため。</p>	1	<p>御意見をふまえ、変更理由を「とりわけ、湖辺に分布するヨシ群落（ヨシ、マコモ等の抽水植物の群落及びヨシ等とヤナギ類またはハンノキが一体となって構成されている群落）は、生態系として微妙な均衡を保って維持され、」と修正します。</p>
3	<p>3ページの変更理由中又は5ページの整備方針中に、「滋賀県の自然環境整備計画に則って、公園計画の変更やヨシ群落の造成するための事業を実施する」という趣旨のことを加筆すべきと考えます。</p> <p>(理由) 「滋賀県の自然環境整備計画に則って」という文言を加えることで、公園計画の一部変更する理由について理解が進むと考えるため。</p>	1	<p>滋賀県自然環境整備計画は、自然公園法に基づく琵琶湖国定公園の公園計画に基づき滋賀県が実施する事業のうち、自然環境整備交付金を得て実施するものについて策定するものであり、琵琶湖国定公園の公園計画の下にある計画と位置づけられるものです。そのため、御指摘の記述はしないこととします。</p> <p>なお、滋賀県自然環境整備計画は、琵琶湖国定公園の公園計画はと整合性をとる形で、策定されています。</p>
4	<p>自然再生施設の一部として、流入河川を活用するという考え方を導入する必要があると考えます。</p> <p>(理由) 流入河川は極めて効果的な自然再生施設であるとするため。</p>	1	<p>流入河川は、ヨシ群落の生育上重要な土砂の供給源となる等、重要なものと考えておりますが、流入河川の多くは公園区域外にあるため、御指摘の記述はしないこととします。</p>